

(第4章関連) 制度の在り方

4-1 「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」(報告書抜粋)(平成19年12月)

- 情報通信産業について、①自己の作成した情報を送信することを業とする者であり、その情報内容については表現の自由が保障されなければならない一方、伝送される情報が公然性を有するが故に公共の福祉との適合の観点から規律の適用の是非が検討されるコンテンツ産業と、②他者間の情報を疎通させることを業とする者であり、その情報内容については秘匿性を有すべきものであるが故に通信の秘密の確保の観点から規律の適用の是非が検討される伝送インフラ産業とに区分し、それぞれについて競争政策や利用者保護等の規律の必要性を検討することが適切である。この区分は、ネットワークを階層構造で捉えた場合のコンテンツレイヤー、伝送インフラレイヤーに該当するものである。
- 加えて、コンテンツを効率的・効果的に伝送インフラで配信するという重要な機能を有するプラットフォームについては、今後の法体系の在り方を検討する上で無視できる存在ではない一方で、上記のどちらのレイヤーにも当てはまらないことから、ひとまず独立したレイヤーとして捉え、情報の自由な流通の観点からその在り方について検討することが適切である。
- 以上を踏まえ、現在の我が国の通信・放送法体系を、個々のコンテンツやサービスのネットワークにおける情報流通の中での位置づけ・役割の違いに応じ、レイヤー毎に共通的に規律することとすべきである。さらにレイヤー間の規律の明確化を図ることにより、全体として情報流通のオープン性を確保する法体系に転換することが適切である。このようなレイヤー型の法体系は、EUにおいても、加盟各国レベルで国内法制上の具体的な対応を模索中の段階であり、我が国が国際的な対応を先導する観点からも、世界に先駆けて最先端のレイヤー型の法体系を目指すべきである。
- さらに、このような見直しは現行の規制の形式的な再編成に留まるものではなく、公正競争の確保や利用者利益の保護といった必要不可欠な規律を除き、可能な限り緩和・集約化がなされたものであるべきである。その上で、各レイヤーの規律の基本理念を踏まえ、それぞれのレイヤー毎に(必要な場合レイヤー間も含め)できる限り法律を集約し、プロバイダ責任制限法等のICT利用環境整備関係法も含め、全体としても法技術的に可能な限り大括り化し、「情報通信法(仮称)」として一本化・包括的な法制化を目指すべきである。

4-2 サービスの定義について

(参考1) 現在の各放送の定義		伝送する情報			
		「瞬間的映像」 ⇒テレビ映像	「音響」	「映像又は信号」	
				簡易動画	その他
テレビジョン放送		SD・HDの放送部分	(「瞬間的映像」に伴う音響のみ伝送可能)	文字放送等の部分	
			(「(簡易動画等の)映像」に伴う音響のみ伝送可能)	ワンセグ放送部分	
音声放送 (ラジオ)	超短波(FM)		音声のみの放送部分	文字放送等の部分	
			(デジタルラジオの)簡易動画付き放送部分		
	中波(AM) ・短波		音声のみの放送部分		
データ放送				文字放送等の部分	

マルチメディア放送の定義		伝送する情報			
		「瞬間的映像」 ⇒SD・HD形式の映像	「音響」	「映像又は信号」	
				簡易動画	その他
マルチメディア放送			音声のみの放送部分	文字放送・ダウンロード放送等の部分	
			簡易動画付き放送部分		

※ いずれの「部分」の伝送を義務づけることが必要か。

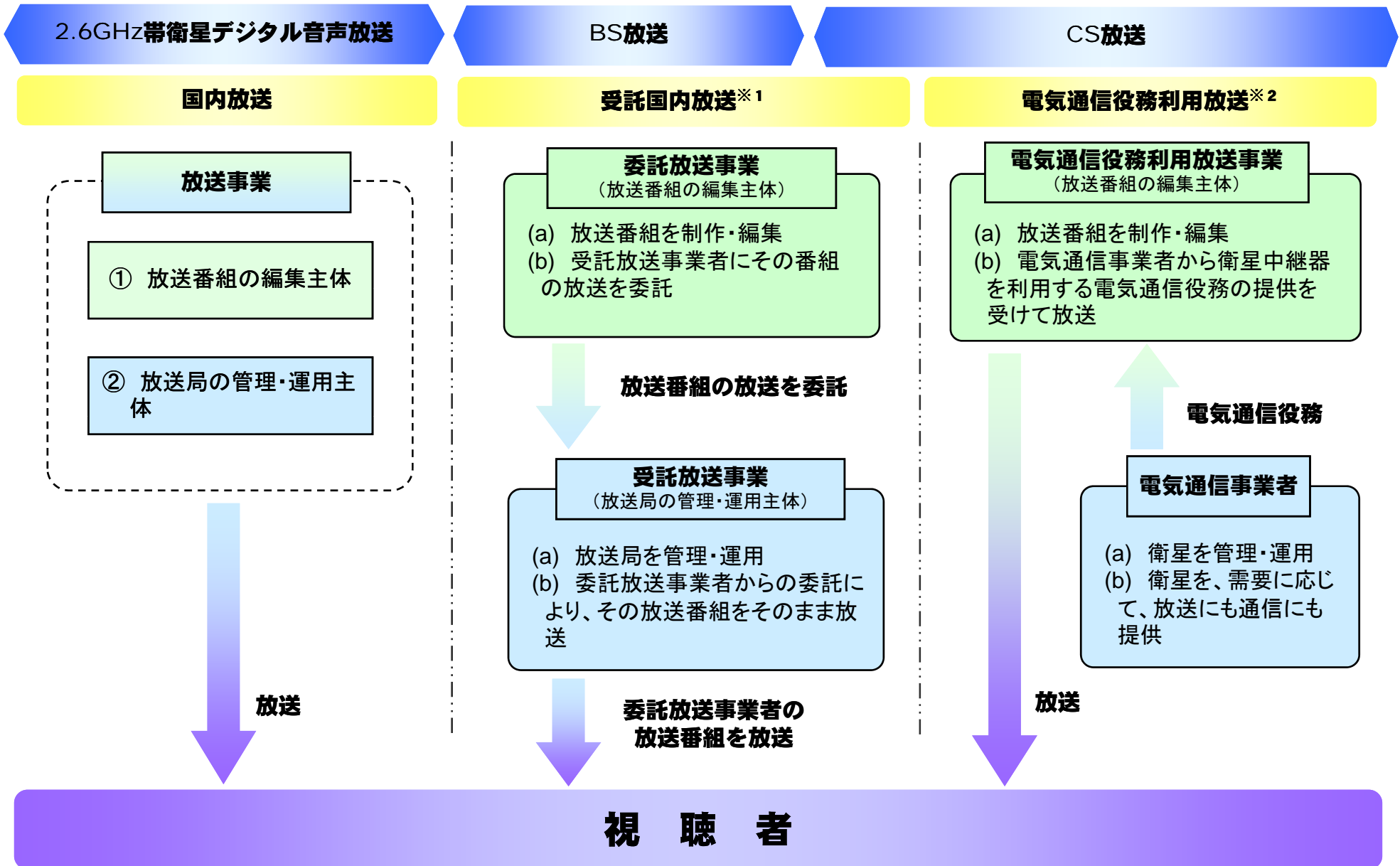
伝送が義務づけられる部分 任意で伝送する部分

(注) 今回割り当てる周波数は、周波数割当計画において「テレビジョン放送以外の放送」に割り当てることとされている。

(参考2) 現在のテレビジョン放送等の定義

テレビジョン放送		<p>静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像(音声その他の音響を伴うものを含む。))又は信号を併せ送るものを含む。)</p> <p>【放送法第2条第2号の5】</p>
音声放送 (ラジオ)	超短波放送 (FM)	<p>30MHzを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るものを含む。)であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないもの</p> <p>【放送法第2条第2号の4】</p>
	中波放送(AM)	<p>526.5kHzから1606.5kHzまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送</p> <p>【放送法第2条第2号の3】</p>
	短波放送(LF)	<p>3MHzから30MHzまでの周波数を使用して音声その他の音響を送る放送</p> <p>【電波法施行規則第2条第1項第24号の2】</p>
データ放送		<p>2値のデジタル情報を送る放送であつて、超短波放送及びテレビジョン放送に該当せず、かつ、他の放送の電波に重畳して行う放送でないもの</p> <p>【電波法施行規則第2条第1項第28号の4】</p>

4-3 我が国の衛星放送に関する制度



※1 110度CSデジタル放送については、右旋円偏波を利用するものに限る。

※2 110度CSデジタル放送については、左旋円偏波を利用するものに限る。

4-4 マスメディア集中排除原則の概要①

放送法 第1条 (目的)

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第2条の2 (放送普及基本計画)

放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限
多元性、多様性、地域性の三原則を実現

電波法第7条第2項 第4号

放送局免許の審査基準

放送法第52条の13 第1項第3号

委託放送業務
認定の審査基準

電気通信役務利用放送法 第5条第1項第6号

電気通信役務利用放送
登録の審査基準

省令	放送局に係る 表現の自由享有基準等	放送法施行規則 第17条の8等	電気通信役務利用放送法 施行規則第7条
対象	放送局を開設しようとする者（ <u>地上</u> ）	BSデジタル・CS委託業務の認定を受けようとする者	電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者

※認定放送持株会社の子会社については特例有り。

		地上放送 (コミュニティ放送を含む)	BS放送	CSデジタル 放送	電気通信役務利用放送		有線テレビジョン放送
					衛星系	有線系	
		一の者が支配可能な放送事業者の数を制限					
原則	支配の基準	<ul style="list-style-type: none"> 同一の放送対象地域 : 議決権の1/10超 異なる放送対象地域 : 議決権の1/5以上 隣接地域(7地域まで)で連携する地上放送事業者 : 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/2超 (地上放送事業者の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 	<ul style="list-style-type: none"> 議決権の1/3以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者の場合 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○法令上特段の規制はない
	中継器による制限	○なし	○地上放送事業者は、原則として支配不可	○地上放送事業者は2中継器まで支配可能	○地上放送事業者はCSデジタル放送と合計で6中継器まで支配可能	○なし	○なし
	その他の規律	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり ○隣接地域(7地域まで)のうち、一の地域に他のすべての地域が隣接している場合はローカル局相互の兼営が可能 ○同一の放送対象地域の場合、AM又はFM及びテレビの兼営は可能 ○原則として、三事業(テレビ、AM又はFM及び新聞)支配の禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置あり 		<ul style="list-style-type: none"> ○業務区域と放送対象地域が重複する地上放送事業者は参入不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般放送事業者及び一般放送事業者に支配される者については、審査基準において <ul style="list-style-type: none"> ・他にを行う者がいない ・住民からの要望等の事情が必要 【支配の基準】 <ul style="list-style-type: none"> ・議決権の1/10超
認定放送持株会社の子会社に関する特例	<ul style="list-style-type: none"> ○認定放送持株会社の子会社となる地上放送事業者の放送対象地域の合計が12以下の場合には地上放送事業者の子会社化可能 ○経営困難時の特例措置なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定放送持株会社は1社まで子会社化可能 ○経営困難時の特例措置なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○経営困難時の特例措置なし 				

注1 支配の基準については、このほか、役員に関する規定(1/5超の役員兼務、代表権を有する役員又は常勤役員の兼務)が存在

注2 地上放送につき、主たる出資者等は、できるだけその放送に係る放送対象地域に住所を有する者でなければならない(認定放送持株会社の子会社である地上放送事業者を除く。)

マスメディア集中排除原則の概要②

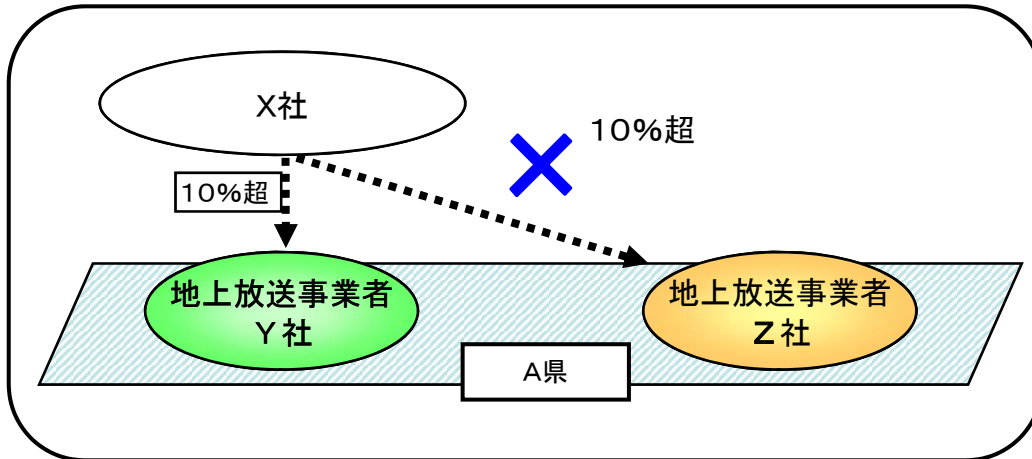
「マスメディア集中排除原則」とは

⇒ 原則、一の者が2以上の放送事業者を「所有」又は「支配」できない。

① 議決権による「支配」

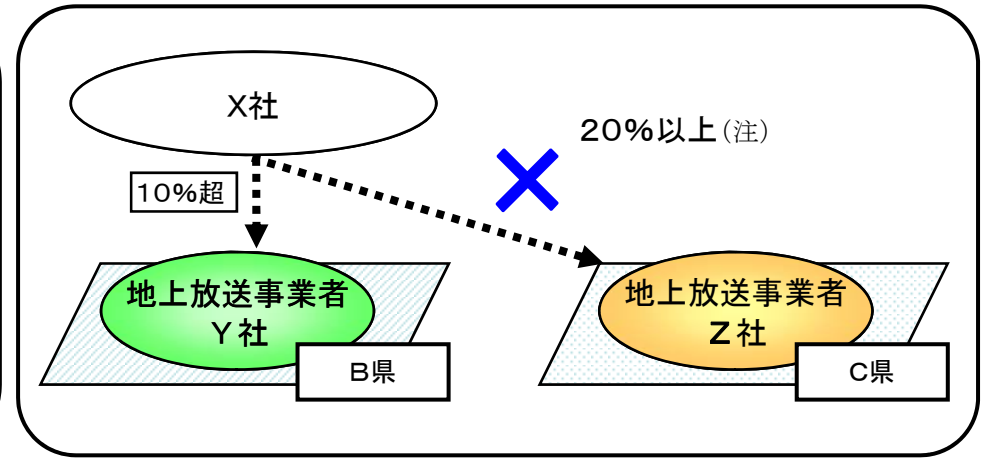
- 放送対象地域が重複する場合 …… 10%超
 - “ ” 重複しない場合 …… 20%以上
- } の議決権保有を「支配」として禁止

<放送対象地域が重複する場合>



A県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、同一県内のZ社の議決権を10%を超えて保有できない。

<重複しない場合>



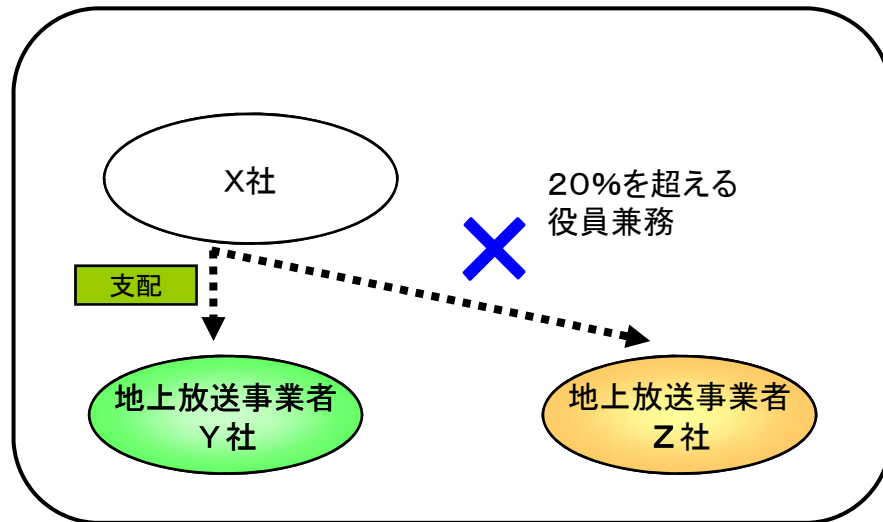
B県のY社の議決権を10%を超えて保有するX社は、C県のZ社の議決権を20%以上保有できない。

(注) ただし、B県とC県が隣接している場合は、「3分の1以上」の議決権保有が禁止(7地域までに限る)。

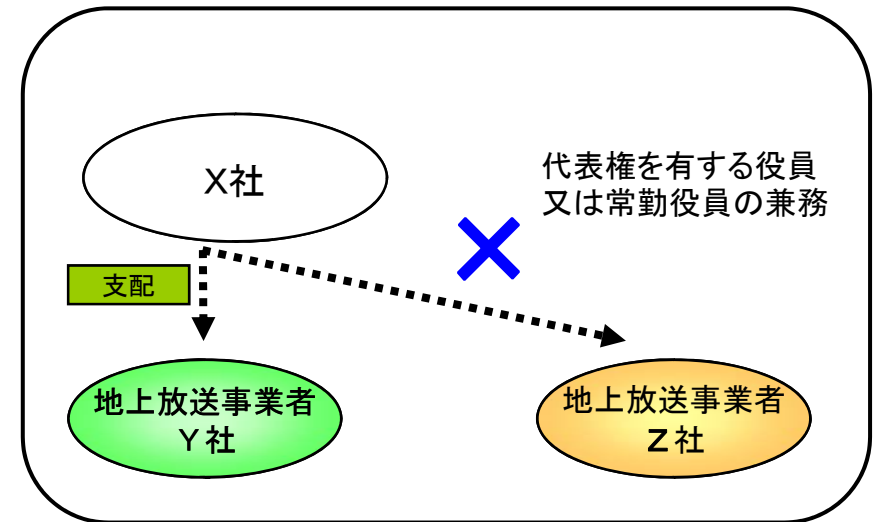
マスメディア集中排除原則の概要③

② 「役員」の兼務による「支配」

- 20%を超える役員兼務
 - 代表権を有する役員、又は、常勤役員の兼務
- を「支配」として禁止



X社がY社を支配している場合、X社の役員は、Z社の役員を20%を超えて兼務することができない。



X社がY社を支配している場合、X社の代表権を有する役員又は常勤役員は、Z社の代表権を有する役員又は常勤役員を兼務することができない。

4-5 「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会 報告書」(平成17年5月)

「モアチャンネル」について

- 「デジタルラジオは、アナログラジオの「発展形」として位置づけられるが、アナログラジオからの単なる移行ではなく、「モアチャンネル」としての性格、新規リスナー開拓の必要性を踏まえ、最も身近なユビキタスメディアとしての新しい発想で、インターネット等とも連携したサービス・ビジネスを考えることが求められている。」
- 「従来のアナログラジオとの明確な差別化を図る観点から、モアチャンネルとしての性格を徹底、サービス面でも新規性を前面に打ち出し、個別チャンネル間の競争による魅力的なチャンネル創出を図るべきである。」

(参考)アナログラジオについて

- 「受信機を容易に保有でき、聴取者が親しみやすいメディア特性を有するアナログラジオは、我が国の基幹的メディアを構成する重要な存在といえる。」
- 「このようなメディア特性のもとで、アナログラジオが果たす災害時の情報提供などの社会的な役割は今後とも非常に重要」
- 「デジタル時代を迎えても、このようなラジオの特性・社会的役割は変わることはなく、アナログラジオにはこのような役割を引き続き確実に果たすことが求められる。」
- 「デジタルラジオの推進により、今後ともローカルメディアとして重要な役割を担う既存アナログラジオ放送にとっても、都市部(ビル陰等)や外国波混信に対する受信性能向上に役立つことが期待される。」

マスメディア集中排除原則について

- 「少なくとも2011年以前は、デジタルラジオの先行普及という基本政策を実現するため、マスメディア集中排除原則の適用を除外する。」
- (マルチプレックス方式の導入を前提として、)「番組供給者に対する差別的取扱の禁止等新規チャンネル普及促進・放送内容の多様性確保の観点からの一定の規律」(が必要。)

4-6 放送の種類別の規律の概要

【目的】 次の原則に従い、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る

- 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。
- 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。



【規律の内容】

	地上放送事業者		2. 6GHz帯衛星 デジタル音声 放送事業者	BS・CS放送事業者(※1)		有線テレビジョン放送事業者	
	テレビ 放送	ラジオ 放送		委託放送事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者
外資規制	○	○	○	○	×	×	×
マスメディア集中排除原則	○	○	○	○	○	○	×(※2)
◆番組規律							
番組準則	○	○	○	○	○	○	○
番組調和原則	○	×	×	○	×	×	×
教育番組教育課程基準準拠	○	○	○	○	○	○	×
解説番組・字幕番組	○	×	×	○	○	○	○
番組基準の策定	○	○	○	○	○	○	○
放送番組審議機関	○	○	○	○	○	○	○
訂正放送等	○	○	○	○	○	○	○

	地上放送事業者		2. 6GHz帯衛星 デジタル音声 放送事業者	BS・CS放送事業者(※1)		有線テレビジョン放送事業者	
	テレビ 放送	ラジオ 放送		委託放送事業者	衛星役務利用 放送事業者	有線役務利用 放送事業者	有線テレビジョン 放送事業者
放送番組の保存	○	○	○	○	○	○	×
災害放送	○	○	○	○	×	×	×
広告放送の識別のための措置	○	○	○	○	○	○	×
候補者放送	○	○	○	○	○	○	○
学校向けの放送における広告 の制限	○	○	○	○	○	○	×
◆事業規律							
あまねく受信に係る努力義務	○	○	×	×	×	×	×
再放送	○	○	○	○	○	○	○
義務再送信	×	×	×	×	×	×	○(※3)
放送番組の供給に関する協定 の制限	○	○	○	○	○	○	×

※1 ①受託放送事業者、②NHK及び放送大学学園、③多重放送、データ放送及び音声放送を行う事業者を除く。

※2 一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、有線テレビジョン放送施設の設置の許可等を得ようとする場合、他に施設を設置しようとする者がいないこと等の事情があることが必要。

※3 施設を設置する区域の全部又はその一部が、テレビジョン放送の受信障害が相当範囲にわたり発生し、又は発生するおそれがあるものとして総務大臣が指定した区域内にある有線テレビジョン放送施設者については規律あり。

4-7 放送法における有料放送、受委託制度の扱い

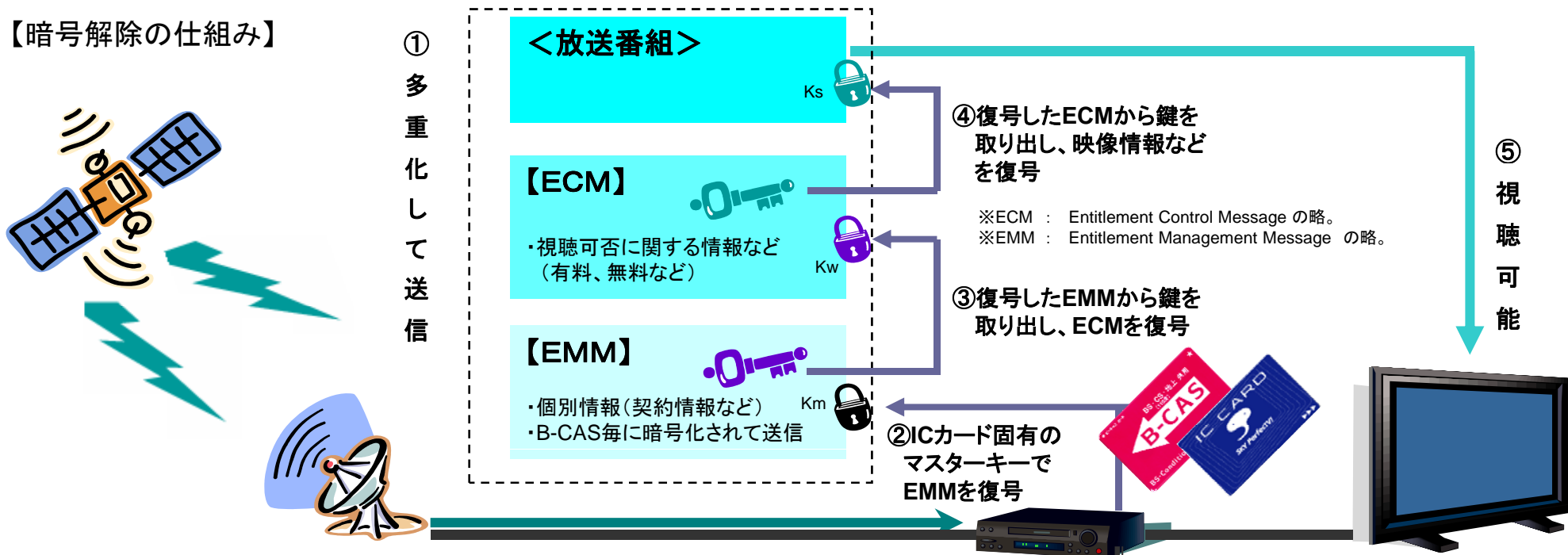
- 現行の放送法においては、
「**有料放送の役務**に関し、
- ① **契約の締結の媒介、取次又は代理を行うとともに、（＝契約の媒介等の機能）**
 - ② **当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることを行う業務」（＝認証機能）**
- を、一定の数以上の有料放送事業者のために行う者に対しては、**その業務の適正かつ確実な運営を確保するための規律が規定されている。**

- 現行の放送法は、受委託制度（衛星放送に導入されている制度で、衛星を運用して委託放送事業者から委託により放送をする者を「**受託放送事業者**」（＝ハード事業者）と、受託放送事業者に委託して放送させる者を「**委託放送事業者**」（＝ソフト事業者）とするもの）において、**受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、**
- ・ **あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務を課すとともに、**
 - ・ **総務大臣は、その内容について、**
 - － **差別的取扱いをすること**
 - － **責任に関する事項を明確にしていないこと**
 - － **不当な義務を課すものであること**
- に該当する場合には、変更命令ができることとされている。**

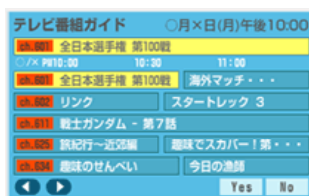
4-8 課金・認証の仕組み ①現在の有料放送の課金・認証イメージ

◎ **有料放送とは、**
 契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に関し料金を支払う者によって受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送をいう。
 ⇒ 暗号の解除には、専用のICカード(B-CASなど)が必要となる。

【暗号解除の仕組み】



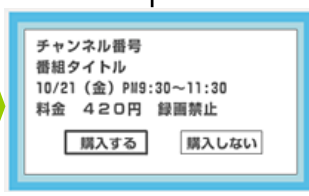
【課金 (PPV) の仕組み】 (例)スカパー!



(1) 番組選択
 番組選択機能で見たい番組を選択



(2) プレビュー
 数分間、実際の放送を視聴可能。その間に購入決定。

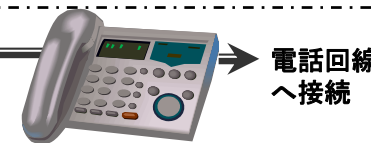


(3) 購入決定
 画面に購入番組タイトル・時間・金額・コピーガードの有無が表示



(4) 購入完了
 料金は指定口座から自動引き落とし。

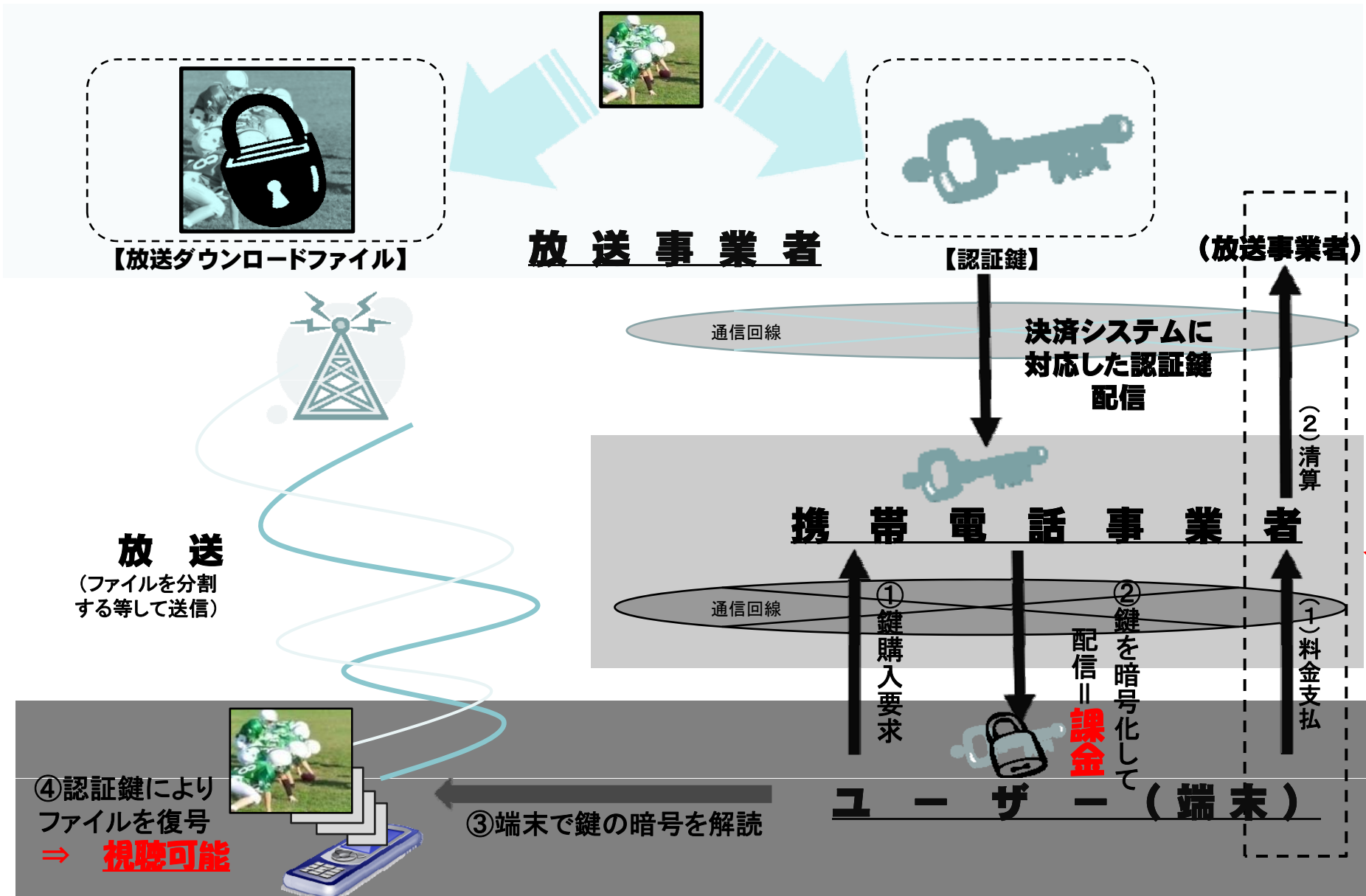
購入決定の情報



※ 課金の仕組みとしては他に、
PPD (Pay Per Day)
 (見たい番組を1日単位で購入し、見た分だけ視聴料金を払うシステム)
PPS (Pay Per Series)
 (シリーズ番組の全放送分を一定期間にわたりまとめて購入するシステム)がある。

②放送事業者による課金・携帯電話事業者による料金回収代行のイメージ

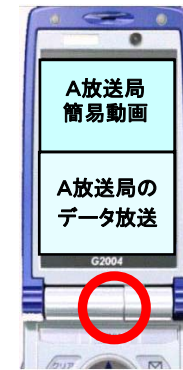
◎ 各コンテンツについて、①放送ダウンロードファイル 及び ②認証鍵 を作成。



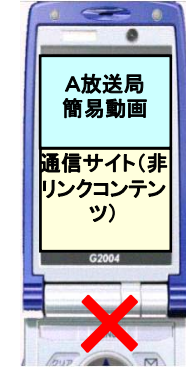
4-9 通信と放送の融合への対応

ワンセグ放送の画面表示についての運用規定

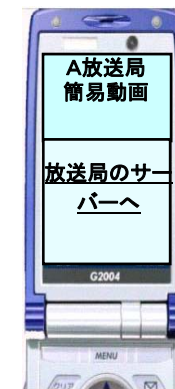
- A R I Bの運用規定であるTR（技術資料）において、「混在表示禁止の原則」等を規定。
- ⇒ 異なる複数の提供者からのコンテンツを画面に表示する場合、視聴者にあたかも一のワンセグ放送事業者が全てのコンテンツを提供しているかのような誤解を与えないために、
- 異なる複数の提供者からのコンテンツをあたかも同一のごとく視聴者に誤解を招くように表示（＝「混在表示」）することを禁止
 - 放送コンテンツの提示中に放送事業者以外の提供するコンテンツを起動するときは、「混在表示」となることを避けるため、放送画面を消し、当該コンテンツを全画面に表示することを推奨。
- 等について規定。



同一のコンテンツ提供者（放送局）から提供は可。



異なるコンテンツ提供者から提供されるコンテンツが同時表示される「混在表示」機能を搭載を禁止。



ブラウザ切り替え